

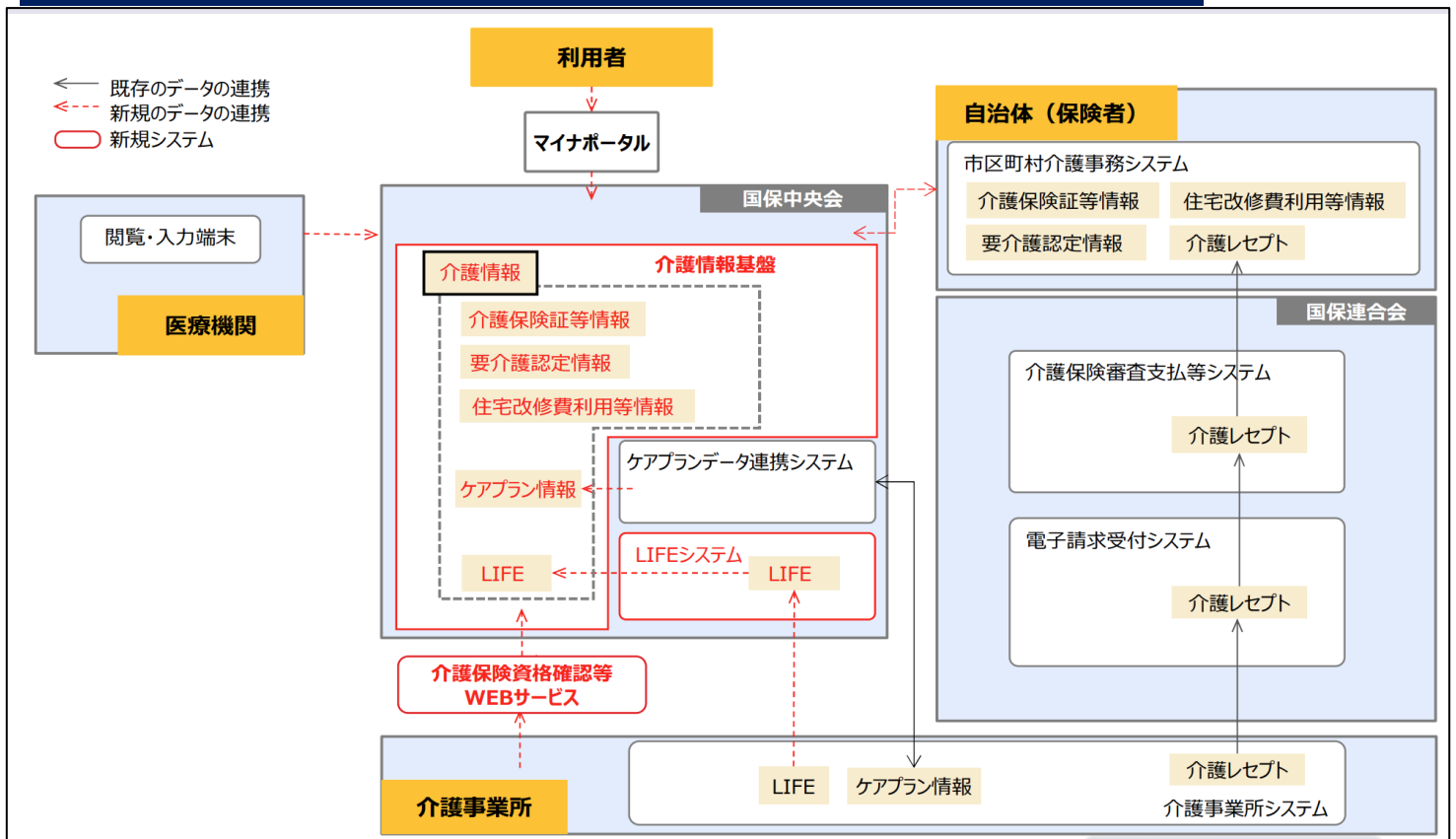
介護情報基盤、26年4月施行を目標

2024年7月8日(月) 12:00~14:00

厚生労働省は8日の介護保険部会で、介護情報基盤について2026年4月の施行を目指して準備を進める方針を示しました。現行の紙媒体の被保険者証とマイナンバーカードを併用していくこと、高齢者、自治体、介護事業所などの意見を聞きながら、丁寧に配慮していくことが述べられました。今後の検討課題としては以下が挙げられました。

- ・幅広い関係者に理解を得られるようにすべき
 - ・本人からの同意の取得、それが困難な場合における法的な位置づけ等
 - ・医療機関、介護事業所及び市町村等のニーズの観点や、情報連携に必要な技術的な課題についての整理・医療情報の共有に係るネットワークの検討を踏まえるべき
 - ・情報セキュリティの担保ができるような手引きの作成等を検討するべき
- その他、「地域共生社会の在り方検討会」の開催について概要が報告されました。

介護情報基盤と情報の流れのイメージ (令和8年度以降)



『資料1 介護情報基盤について』スライド19 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001269924.pdf>

委員からの主な意見

医療、介護のDX推進について事業者として、ペーパーレス化や事務負担軽減の観点から大きい期待している。介護情報の活用がサービスの質の向上に資すると思う。その上で、3点の意見を述べる。

・共有すべき情報の選定、利活用について利用者や各関係者に十分な理解が得られるよう現場目線での説明を行ってほしい。

・一連の作業に関わる時間、必要になる人員や手間などを具体的に明示し、事業者に負担が増えないよう支援策を講じていただきたい。

・一番心配なのは、セキュリティ対策。医療介護の情報はパーソナルデータであるため事業者としては、情報流出が危惧される。セキュリティ対策を万全にして確保する環境構築をお願いしたい。

(民間介護事業委員会)

・個人情報の取扱いには十分配慮すること。前提として、医療と介護の情報共有に活用すれば大きなメリットが期待できる。それぞれに必要な性を理解してもらい整備が確実に推進されるよう準備が必要である。

(全国老人福祉施設協議会)

・ケアプランデータ連携システムは居宅介護支援事業所には配備されている一方で、連携する介護事業所への普及はかなり少ないのが実態。是非、(推進のための)行政支援をお願いしたい。

・本人同意の取得の範囲について一括同意には慎重な意見も多く、更に議論が必要。本人が意思表示できない場合に、法定代理人、利害関係がある成年後見人は必ずしもふさわしくない。慎重な検討が必要。

(日本医師会)

・小規模な事業所でも円滑に進められることを期待する。介護保険被保険者証について、マイナンバーカードのように漠然とした不安がある。安全性の担保とメリットをわかりやすく周知していくことが重要。

(日本労働組合総連合会)